

2025 年 10 月 1 日

株式交付にかかる事後開示事項の備置書類

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
イーソル株式会社
代表取締役社長 CEO 兼 CTO 権藤正樹

当社は、2025 年 8 月 8 日付け株式交付計画に基づき、当社を株式交付親会社、株式会社 KMC ホールディングスを株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行いましたので、会社法 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則 213 条の 9 の規定に基づき、下記のとおり、開示事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第 213 条の 9 第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号）

- ① 会社法第 816 条の 5（株式交付をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号イ）

本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項及び第 2 項に定める簡易株式交付の要件を満たすため、該当事項はありません。

- ② 会社法第 816 条の 6（反対株主の株式買取請求）及び第 816 条の 8（債権者の異議）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号ロ）

当社は、会社法第 816 条の 6 第 3 項及び第 4 項第 1 号に従い、2025 年 8 月 25 日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社である株式会社 KMC ホールディングスの商号及び住所を公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項及び第 2 項に定める簡易株式交付の要件を満たすため、当社に対して株式の買取請求をおこなうことのできる株主はありませんでした。

また、当社は、会社法第 816 条の 8 第 3 項に従い、2025 年 8 月 25 日付で当社の債権者に対して、本株式交付をする旨等を公告しましたが、債権者からの異議はありませんでした。

3. 株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

100 株

4. 株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

株式会社 KMC ホールディングスは、新株予約権発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 上記 1. ～ 4. に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

該当事項はありません。

以上